

公益社団法人シャンティ国際ボランティア会

NGO 海外研修プログラム参加規約

「公益社団法人シャンティ国際ボランティア会 NGO 海外研修プログラム」（以下「本プログラム」という）参加者は、以下の規約に同意していただく必要があります。

（本プログラムの目的）

第1条 国際協力活動に関心を持っている方を対象に、公益社団法人シャンティ国際ボランティア会（以下「本法人」という）の海外事務所において研修する機会を提供します。現地での活動に参加し、またスタッフ業務のサポートに実際に携わっていただくことを通じて、国際貢献の担い手の育成を目指します。

（応募資格・申し込み）

第2条

1. 参加希望者が応募するためには原則として以下の条件をすべて満たすことが必要です。
 - （1） 本法人の理念に賛同し、活動に参加する意思を有する方
 - （2） 本法人のコンプライアンス・倫理規程およびセーフガーディング規程を遵守し、行動規範・誓約書に署名できる方
 - （3） 18 歳以上 30 歳未満の方で、心身ともに健康で異文化の中での生活が可能であること。研修場所によっては 20 歳以上であることが求められる場合があります。
 - （4） 英語のコミュニケーション能力が以下の基準を満たす又は派遣国の語学能力があること。
TOEFL 旧式 450 点以上、CBT126 点以上、iBT45 点以上、TOEIC445 点以上、IELTS4.5 以上、英検 2 級程度以上のレベルにある方。
 - （5） パソコンスキル（Word、Excel、メール等）があること。
 - （6） プログラムに参加する上で自らの目的意識を明確に持ち、現地において能動的に活動できること。
 - （7） 出発前の事前研修会・ボランティア体験研修と現地での活動後の振り返りセッション・プログラム報告会に参加すること。
 - （8） 本規約に定める参加条件に同意すること。
2. 参加希望者は、指定の申込み用紙に記入し、添付ファイルにて履歴書（書式自由、顔写真付き）と語学能力証明書の写しの電子データとともに電子メールで提出します。
3. 申し込みにあたっては、プログラム内容及び参加費用をはじめとする関連事項について、保護者および家族の同意を得ることが求められます。

(期間、延長)

第3条

研修期間については、1ヶ月間を基本とします。

(費用負担)

第4条

1. 参加者は、本プログラムへの参加費として、3万円(1ヶ月分)を出発日の10日前までに本法人の郵便振込口座に振込む方法により支払います。
2. 前項の参加費用には、次の費用が含まれます。
 - ① 海外事務所・東京事務所担当者間の連絡、調整費用
 - ② 海外事務所の研修準備、交通・宿泊など受入れ全般の調整費用
 - ③ 研修指導・助言に関わる費用
 - ④ 東京事務所での事前研修費用
3. 次の各号の費用は、参加者の負担となります。
 - ① 渡航費
 - ② 派遣国国内交通費
 - ③ 食費
 - ④ 査証申請、取得のための費用
4. 現地宿泊費と海外旅行保険費は本法人が負担します。原則として参加者は、本法人の指定する宿泊先に宿泊します。研修終了後も参加者側の都合で現地もしくは第三国に滞在するなどにより旅行期間を延長する場合は、本来の研修期間に係る保険費用と、延長した旅行期間に係る保険費用との差額分を参加者は負担します。

(キャンセル)

第5条 申込み後に参加希望者の都合でキャンセルされる場合、以下のとおりキャンセル料を申し受けます。受入れにあたり、書類審査段階から東京事務所及び海外事務所間において多くの調整・準備が発生するためです。

最終合格通知後～渡航前のキャンセル：参加費の50%

(研修への参加)

第6条

1. 参加者は、研修期間中、本法人の指示に従い、同意書及び派遣国事務所が定める規則を遵守し、本法人の研修生としての自覚を持って研修に参加してください。
2. 休日は基本的には自由行動ですが、研修期間中であることの自覚を忘れずにふさわしい行動をとるようにしてください。
3. 異文化を理解し尊重する努力を行ってください。例えば、胸元が開いたトップスや下着が

極端に透ける服、ミニスカート等の着用は派遣国の文化に反しますので、十分にご理解いただいた上でこれを避けるようにお願いします。

(研修と契約の終了)

第7条 参加者は、研修修了時に研修報告書（様式自由）及び評価シート、プログラム評価票を本法人に提出します。

(健康・生活管理、危機管理)

第8条 各国での注意点については出発前に本法人より説明をしますが、研修前及び研修中は健康・生活面での管理及び危機管理は自らの責任において行って頂くことになります。また、以下の遵守をお願いします。

- (1) 事業地は日本に比べ医療体制が十分に整っていないため、出発前に体調不良やけがなど、健康上の問題がある場合は、ご本人の健康を最優先し、参加を見合わせていただく場合があります。安全かつ円滑な研修参加のため、出発前の健康管理に十分ご留意ください。
- (2) 研修開始前の第三国への立寄りをご遠慮ください。立寄ったことで派遣国到着後すぐに体調を崩し、途中で研修を終了しなければならないケースが過去にあったためです。研修終了後に立寄ることに関しては推奨していませんが、もし立ち寄る場合は事前に帰国までのスケジュールを必ず本法人に共有してください。またその際は研修終了後のため事故などの被害に遭遇されても本法人では責任は負えません（第9条参照のこと）。
- (3) 現地時間深夜 21 時以降の到着便は避けてください。派遣国には日中の時間帯での到着をお願いします。
- (4) 研修期間中の第三国への移動は禁止します。
- (5) 研修期間中の研修実施国内における移動については、受け入れ先の海外事務所長の許可を得た上であれば可能です。ただし、外務省の海外安全ホームページにおいて危険レベル 2「不要不急の渡航は止めてください」以上が発出されている地域への移動・滞在はいかなる場合であっても禁止します。

(不可抗力免責)

第9条 天変地異、戦争・内乱・暴動、テロ、事故、病気、怪我、盗難その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による被害やそれらによって生じた費用（振替航空券、交通費、その他）並びに機会損失及び研修時間外で起きたトラブルなどについては、本法人は一切責任を負いません。

(秘密保持について)

第10条 研修での業務において取り扱う機密及び本法人の不利益となる事項の漏洩防止を徹底して

ください。

(附則)

第11条 本規約に定める条項に違反した場合や、本法人の信頼を著しく傷つけるような行動をとった場合は、本法人は直ちに研修を終了させることができます。この場合、既に入金済みの参加費は返金しません。